

# 欧州ビジネス協会（EBC）

## 小売・卸し・流通業委員会

### ポジション・ペーパー

#### テーブルウェア輸入関連規制の変更についての要請

2005年2月14日

#### **EBC のポジションの概要**

EBC は、日本政府に対し、食品衛生法に基づくテーブルウェアの輸入に関する現行規制を EU やその他の地域における同様の規制に足並みをそろえた形で調整することを要請する。

現在、テーブルウェアの輸入に関する手続き・手順では、試験のために大量のペーパーワーク、時間、資金が要求されている。EBC はこれをテーブルウェアの輸入業者に国内テーブルウェア・メーカーと比較して不当なハンディキャップを課す不要なものと考えている。

EBC は、輸入・試験手順の簡素化を要求する。これには以下の項目が含まれる。

- (A) 寸法と形状のカテゴリ体系を改定する
- (B) 素材と色のカテゴリ体系を改定する、及び
- (C) 輸入許可期間を 1 年から 5 年に変更する

食品衛生法の主な目的の一つは、日本の最終消費者をテーブルウェアの使用による健康被害の危険性から保護することにある。EBC では、最終ユーザの保護を現在と同じ水準に保ちながら、現行の規制と手順を緩和することは可能であると考えている。

#### **要請の詳細：**

テーブルウェアの輸入手順は、(1) 承認プロセスと (2) 検査試験プロセスに分けることができる。以下では、両プロセスにおける具体的な変更要請について説明する。

#### **1. 承認プロセスの簡素化**

現在、日本へテーブルウェアを輸入する際、輸入会社は事実上、異なる品目ごとに個別に申請書を提出する必要がある。品目の製造業者、素材、色が異なる場合、あるいは寸法カテゴリが異なる場合には、個別に申請書を提出しなければならないようになっている。寸法カテゴリが定められていることによって、例えば同じ工場、同じ色・素材で作られたカップとソーサー等の製品についても別々に輸入申請書を提出し、後の輸入前検査のために個別にサンプルを用意しなければならないといったケースが生じている。

製品が承認されたとしても、承認の有効期限はわずか1年となっている。1年以上輸入されるものについては、原則として同じ申請プロセスを繰り返す必要がある。

#### **EBC からの提案：**

- A: 現在は、製品の寸法と形状に応じて、個別の申請書を使用しなければならない。EBC は、形状・寸法ではなく、素材に応じて申請を行うべきであると提案する。現在の寸法カテゴリは食品衛生とは関わりのないため、廃止すべきである。
- B: 申請を製品の色と素材によって分ける体系を簡素化し、一般的に安全と考えられている色や素材については食品衛生法の適用を免除すべきである。
- C: 1年の許可期間を5年に延長すべきである。

承認のカテゴリを簡素化することによって、リスクを増大させることなく、テーブルウェアの輸入に関連するペーパーワークを大幅に減らすことができる。

## **2. 輸入検査試験手順の簡素化**

異なる寸法、素材、又は色カテゴリに該当するテーブルウェア製品は、原則としてそれぞれについて輸入検査試験を実施しなければならない。検査試験の実施期間は、場所や製品によるが、通常は5営業日程度となっている。検査試験のコストは、製品の素材に応じて決められており、一般的な検査試験料金は1製品あたり10,000～40,000円である。

上で述べたように、カテゴリを簡素化する（寸法カテゴリを廃止し、色・素材カテゴリを簡素化する）ことによって、検査試験が要求される製品の数を減らすことが可能となる。最終消費者の負うリスクを増大させることなく、輸入業者の作業負荷とコストを削減することができるのである。